

「直接販売法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

直接販売法

(前文省略)

第一条

本法令を「仏暦二五四五年直接販売及びダイレクト・マーケティング法(プララーチャバンヤット・カーイトロン・レ・タラードベープトロン)」と呼ぶ。

第二条

本法令は官報告示日から一八〇日経過した時に施行する。

第三条

本法令において、

「直接販売(カーイトロン)」とは、消費者またはその他の者の住所、勤務地において、あるいは通常の商業事業地でないその他の場所において、直接販売代理人または単層あるいは復層の独立販売人を通じての、商品マーケティングまたは直接的に消費者に販売提示する形態でのサービスを意味する。ただし省令が定めた法律行為は含めない。

「ダイレクト・マーケティング(タラード・ベープトロン)」とは、遠隔地にいる消費者に商品または商品販売勧誘のためのデータ通信の形態におけるサービス、あるいは直接サービスをマーケティングし、各消費者がそのダイレクト・マーケティング事業者から商品またはサービスを購入するために返答してくことを期待することを意味する。

「消費者(プー・ポリポーク)」とは、独立販売人、直接販売代理人、直接販売事業者、またはダイレクト・マーケティング事業者からの購入者またはサービスを受ける者、あるいは独立販売人、直接販売代理人、直接販売事業者、またはダイレクト・マーケティング事業者から商品購入またはサービス利用を提示、勧誘される者を意味する。

「独立販売人(プー・ジャムナーイ・イサラ)」とは、直接販売事業者から商品またはサービスにおける所有権を譲り受け、当該商品またはサービスを消費者に直接販売勧誘する者を意味する。

「直接販売代理人(トアテーン・カーイトロン)」とは、直接販売事業者から消費者に商品またはサービスを直接販売勧誘する権限を委任された者を意味する。

「購入(スー)」とは、金銭またはその他の利得による代価と引き換えに賃借する、リースを受ける、あるいは取得することも意味する。

「販売(カーイ)」とは、金銭またはその他の利得による代価を請求することで賃借する、リースする、あるいは調達することも意味し、さらに当該行為のために提示、加入することも含む。

「商品(シンカー)」とは、製造した、または販売のために準備した物品を意味する。

「サービス(ポリカーン)」とは、金銭またはその他の利得を代価として請求することで仕事を請け負うこと、権利を供与すること、または財産または特定の事業を使用させること、あるいは利益を供与する

ことを意味する。ただし労働法に基づく雇用は含まない。

「委員会(カナ・カマカーン)」とは、直接販売及びダイレクト・マーケティング委員会を意味する。

「委員(カマカーン)」とは、直接販売及びダイレクト・マーケティング委員会の委員を意味する。

「登記官(ナーイタビヤン)」とは、消費者保護委員会事務局長を意味する。

「係官(パナックガーン・チャオナーティー)」とは、本法令に基づく執行のために大臣が任命した者を意味する。

「大臣(ラッタモントリー)」とは、本法令の主務大臣を意味する。

第四条

内閣総理大臣を本法令に基づく主務大臣とし、係官任命権限と本法令に基づく省令制定権限を与える。

その省令は官報に告示した時施行することができる。

第五条

本法令に基づく職務遂行において係官は以下の権限を有する。

(一) 召喚状をもってある者に証言させる、事実関係を明らかにさせる、説明書を作成させる、または検査、審査材料とするために帳簿、登録簿、書類、証拠を提出させる。

(二) 本法令に基づく遂行の検査のために、直接販売事業者またはダイレクト・マーケティング事業者の作業所に、その事業所の勤務時間内に立ち入り、事実関係を調査する、あるいは書類、証拠を検閲する。

(三) その商品の価額を支払わずに検査または分析のために十分な量の商品をサンプルとして収集する。所有者の希望に沿ったサンプル商品の収集、返還は委員会が布告規定した原則に従う。

第一段(二)に基づく権限行使は消費者保護委員会事務局長が定めた規約に従う。当該規約には少なくとも立ち入り前の身分提示、作業所の占有者への立ち入り結果記録の引渡し、監督者への職務遂行結果報告が定められなければならない。

第一段に基づく職務遂行において、関係者はしかるべき便宜を提供する。

第六条

本法令に基づく職務遂行において係官は係官の身分証明証を提示しなければならない。

係官の身分証明証は委員会が布告規定した様式に従う。

第七条

本法令に基づく執行において、委員、小委員、登記官、係官は刑法典に基づく捜査官とする。

第一章

直接販売及びダイレクト・マーケティング委員会

第八条

以下によって構成される「直接販売及びダイレクト・マーケティング委員会」と呼ぶ一委員会を設置する。

(一)内閣が直接販売及びダイレクト・マーケティングに係る知識、経験を有する者から任命した一人の委員長

(二)地位に基づく委員、すなわち国内通商局長、工業振興局長、警察庁長官、食品・薬事委員会事務局長

(三)内閣が任命した直接販売事業に係る目的を有する協会の代表一人、ダイレクト・マーケティング事業に係る目的を有する協会の代表一人、消費者保護に係る目的を有する協会または財団の代表二人の委員

(四)内閣が直接販売またはダイレクト・マーケティングに係る知識、専門性を有する者の中から任命した四人の有識者委員、このとき民間有識者委員が半数以上でなければならない

消費者保護委員会事務局長を委員兼書記とする。

第一段(三)に基づく委員任命にあたっては、直接販売事業に係る目的を有する協会、ダイレクト・マーケティング事業に係る目的を有する協会、消費者保護に係る目的を有する協会または財団が内閣にしかるべき人物の名を推薦する。人物の推薦にあたっての原則及び方法は大臣が定めた規約に従う。

第九条

委員長は就任前の一年間、または就任期間中に直接販売または直接マーケティング事業を営むパートナーシップまたは会社内の地位には就いてはならず、パートナー、株主であってはならない。

第一〇条

第八条(一)(三)(四)に基づく委員の任期は一期三年とする。退任した委員は連続二期を超えて再任されない。

第一段に掲げた任期に基づき退任した時、新たな委員が任命がされていない場合は、任期切れで退任した委員が新委員が就任するまで引き続き任にとどまる。

第一一条

第一〇条に基づき任期により退任するほかに、内閣任命委員は以下の時、退任する。

(一)死亡した

(二)辞任した

(三)破産者となった

(四)無能力者または準無能力者となった

(五)確定判決で禁固刑となった、ただし過失罪または軽犯罪を除く

(六)職務上の瑕疵、背任、能力欠如を理由に大臣が解任した委員が任期前に退任した場合、内閣は別の者を代わりの委員に任命することができ、代わりに任命された委員の任期は前任者の残り任期と等しい。
任命された委員の任期中に内閣が委員を増員した場合、増員された委員の任期はすでに任命されていた委員の残り任期と等しい。

第一二条

委員会の会議において、委員長が会議に参加しなかったときは、会議に参加した委員が一人の委員を互選して議長とする。

委員会の会議は全委員数の半分以上の出席をもって成立する。

会議の決定は多数決をもってする。委員一人は投票に当たって一票を有し、票数が同数の場合は議長が決定票を投じる。

第一三条

委員会は以下の権限と義務を有する。

(一)独立販売人、直接販売代理人、直接販売事業者、またはダイレクト・マーケティング事業者の行為により困苦、損害を受けた消費者からの苦情について検討する

(二)消費者の権利を損なう、あるいは損害を与える商品またはサービスに係る情報を通知または公告する。ここにおいて商品またはサービスの名、あるいは独立販売人、直接販売代理人、直接販売事業者、またはダイレクト・マーケティング事業者の名を示すこともできる

(三)直接販売事業者及びダイレクト・マーケティング事業者を監督し、直接販売事業及びダイレクト・マーケティング事業の状況をフォロー、監視する。

(四)本法令に基づく執行に係る規約を制定する、または布告する

(五)登記官の命令への不服申立てを審議判定する

(六)直接販売及びダイレクト・マーケティング事業の奨励、監督における政策及び標準に係る内閣への意見具申、内閣または大臣からの委任に基づく直接販売及びダイレクト・マーケティング事業に係る件についての検討、答申

(七)係官、公官庁、その他国家機関の法律が定めた権限義務に基づく執行を監視し、連絡し、本法令に基づく過失における訴追を係官に進めさせる

(八)本法令に基づく省令制定における具申

(九)内閣または大臣が委任した他の件

本条に基づく職務遂行において、委員会は消費者保護委員会事務局に委託して実行者とし、または委員会の検討に付すため提案させることもできる。

第一四条

委員会は委員会を代行して特定の審議または執行を行なわせる小委員会を設置することができる。

第一五条

小委員会の会議には第一二条を準用する。

第一六条

第一三条及び第一四条に基づく職務遂行において、委員会または小委員会は、検討の材料とするために、ある者に事実関係を提供させる、説明させる、提案させる、意見を提出させる、あるいは関係する書類または証拠、その他の物を提出させることを命じる権限を有する。

第一七条

本法令に基づく職務遂行において、委員会は本法令に反する行為をなしている者、またはそうした行為が疑われている者に対して、しかるべき事実関係を告げ、意見を表明する機会を与えなければならない。ただし事態を放置すれば特定の者に対し重大な損害を与える、あるいは公共の利益に影響を与える場合はその限りではない。

本法令に基づく特定の件についての規定または命令において、委員会は消費者、独立販売人、直接販売代理人、直接販売事業者、またはダイレクト・マーケティング事業者に生じる損害を考慮し、適当と判断した場合、委員会はその規定または命令に基づく監督のために一時的に条件、方法を定めることができる。

第一八条

消費者保護法に基づく消費者保護委員会事務局が委員会の事務を引き受け、直接販売及びダイレクト・マーケティング事業の登記申請を受け付け、直接販売及びダイレクト・マーケティング事業の状況を監視し、本法令に基づき事業を遂行させる義務を有する。

第二章

直接販売及びダイレクト・マーケティング事業

第一九条

直接販売事業者及びダイレクト・マーケティング事業者が、セールスネットワーク(クルア・カーイ)加入者増加数によって計算する当該加入者勧誘に対する報酬に合意し、直接販売事業またはダイレクト・マーケティング事業におけるセールスネットワーク加入を勧誘する形態で営業することを禁じる。

第一節

直接販売事業

第二〇条

本法令に基づき直接販売事業を営むことを登記した者を除き、直接販売事業を営むことを禁じる。

第二一条

直接販売事業者は、第三八条に基づき登記官に提出した自己の報奨金支払計画(ペーン・ガーンチャーイ・ポントープテーン=コミッション・プラン)にしたがって事業を遂行しなければならない。

報奨金支払計画は以下の形態でなければならない。

(一)被雇用者でない独立販売人または直接販売代理人が、直接販売におけるセールスネットワーク加入志願受け付け、あるいは他の被雇用者でない独立販売人または直接販売代理人に対するセールスネットワーク加入の紹介から主収入として報奨金を受け取ることを定めてはならない

(二)被雇用者でない独立販売人または直接販売代理人の主収入としての報奨金は、消費者への商品またはサービスの販売と、自己の使用または消費のための購入に拠るものとする

(三)独立販売人に商品購入を強制してはならない

(四)適当な事由なく独立販売人に過大な量の商品を購入するよう誘い込んではならない

(五)事実直結した、または事実に従い、かつ、はっきりと公開した報奨金計算方法を示さなければならない

(六)委員会が定めたその他の形態

第二段で規定したところと異なる形態を有する報奨金支払計画は、被雇用者でない独立販売人または直接販売代理人にとって公正である限りにおいて効力を有する。

第二二条

直接販売事業者が、委員会が定めたレートを超えて、被雇用者でない独立販売人または直接販売代理人から入会費、研修費、販売促進設備材料費、または直接販売事業におけるセールスネットワーク加入に係る手数料を徴収することを禁じる。

第二三条

独立販売人と直接販売事業者間の契約には、少なくとも以下の詳細が文面で作成されていなければならない。

(一)報奨金支払計画に基づく報奨金支払いに係る明確な条件

(二)入会費、研修費、販売促進設備材料費、またはその他の手数料に係る明確な条件

(三)直接販売事業者が独立販売人から商品、販売促進設備材料、マニュアルセット(チュット・クームー)または事業促進設備を買い戻すことに係る明確な条件、及び独立販売人が当該権利を行使できる期間の定め

第一段(一)及び(二)の内容は被雇用者でない直接販売代理人にも適用する。

第二四条

消費者に対する商品またはサービスの紹介、直接販売勧誘においては、独立販売人は直接販売事

業者が定めた条件及び販売計画に基づき、これをなさなければならない。

第二五条

独立販売人が直接販売事業者から購入した商品、販売促進設備材料、マニュアルセットまたは事業促進設備の返還権を行使した時、直接販売事業者は、独立販売人が返還権を行使した日から一五日以内に、独立販売人が支払った価額に基づき買い戻す。ただし第二三条に基づく契約が終了した場合の返還権の行使において、直接販売事業者は委員会が定めたレートを超えない範囲で手数料を差し引く権利、及び独立販売人が支払わなければならない第二三条に基づく契約に係る債務を相殺する権利を有する。

第二六条

消費者に直接商品を販売勧誘するために消費者またはその他の者の住所または勤務地、あるいは通常の商業地でないその他の場所に立ち入るに当たって、独立販売人または直接販売代理人は消費者またはその場所の占有者から許可を得なければならず、消費者またはその場所の占有者に対し迷惑をかける行動をしてはならない。ここにおいて独立販売人または直接販売代理人は、国民証及び直接販売事業者が発行した独立販売人または直接販売代理人の身分証明証を提示しなければならない。

第二節

ダイレクト・マーケティング事業

第二七条

本法令に基づきダイレクト・マーケティング事業を営むことを登記した者を除き、ダイレクト・マーケティング事業を営むことを禁じる。

第二八条

ダイレクト・マーケティング事業者の商品またはサービス販売勧誘のためのデータ通信における内容は、省令で定めたところに従う。

第二九条

ダイレクト・マーケティング事業者の商品・サービス販売勧誘のためのデータ通信に対しては、消費者保護法の広告における消費者保護に係る規定を準用する。ここに消費者保護委員会の権限義務は大臣の権限義務とみなし、広告委員会の権限義務は委員会の権限義務とみなす。

第三章

消費者保護

第三〇条

独立販売人、直接販売代理人または直接販売事業者は消費者に対し商品・サービス売買書類を引き渡す義務を有する。

第一段に基づく売買書類は容易に読解できるタイ語で、販売者及び購入者の名、売買日、商品・サービスの引渡し日、契約解除における消費者の権利についての内容がなければならない。当該契約解除権については一般の内容よりも強調された文字で定められていなければならない。

第三一条

委員会は、直接販売またはダイレクト・マーケティング手法を使った商品・サービス売買書類の詳細を定める権限を有する。その中には消費者が保護を受ける商品・サービス価額、商品・サービスの種類が証拠として含まれていなければならない。

第一段に基づく売買書類には少なくとも以下の項目がなければならない。

- (一) 第三〇条に基づく詳細
- (二) 弁済における日時、場所、方法の規定
- (三) 商品・サービス引渡し場所及び方法
- (四) 契約終了方法
- (五) 商品返却方法
- (六) 商品保証
- (七) 瑕疵損傷があった場合の商品交換

売買書類の詳細の布告規定は官報告示による。

第三二条

第三〇条または第三一条に基づく詳細のある売買書類がなかった独立販売人、直接販売代理人またはダイレクト・マーケティング事業者の商品・サービス売買は、消費者を拘束する効力を持たない。

第三三条

直接販売またはダイレクト・マーケティングを通じた販売による商品・サービス購入において、消費者は商品・サービス受取日から七日以内に解約の意思を示した文書を直接販売事業者またはダイレクト・マーケティング事業者に送付することで、契約を破棄する権利を有する。直接販売事業においては消費者は関係する独立販売人または直接販売代理人に通知することもできる。

第一段に基づく規定は勅令の規定に基づく商品・サービスの種類、価額には適用しない。

第三四条

第三三条に基づき解約した消費者は以下の行動を選択しなければならない。

- (一) 直接販売事業の場合は商品を独立販売人、直接販売代理人、直接販売事業者に返送する。ダ

イレクト・マーケティング事業の場合はダイレクト・マーケティング事業者に返送する

(二)解約権行使日から二日間にわたって商品を保管する。ただしその商品が損壊しやすく当該期間にわたって保管ができない場合はその様態に従った期間及び方法で保管する。その期間が経過した時、消費者はその商品を保管しても、しなくてもよい。

第一段(二)を選択した消費者は、消費者の自宅で受け取りに来る独立販売人、直接販売代理人、直接販売事業者またはダイレクト・マーケティング事業者に商品を返還する義務を有する。ただし直接販売事業者またはダイレクト・マーケティング事業者が消費者に対し第一段(二)に基づく期間内に着払いで商品を郵送で返送するよう請求しているときは、消費者は当該事業者の請求に応じてその商品を返送しなければならない。

商品が消耗品であるときは、消費者は解約権行使前の使用で残った部分のみを返還する義務を有する。

商品・サービス返還における原則及び方法は省令が定めるところに従う。

消費者はその商品の購入時に支払った金銭が返還されるまで商品を保持しておく権利を有する。

第三五条

第三四条の規定下に、消費者の過失によってその商品またはサービスが破損、あるいは滅失した、もしくは消費者が商品またはサービスの返還が困難にさせたときは、消費者は独立販売人、直接販売代理人、直接販売事業者またはダイレクト・マーケティング事業者に対し損害賠償しなければならない。ただし商品またはサービスの使用のための通常の開包、組立、混合によって生じた損害であるときはその限りではない。

第三六条

消費者が第三三条に基づく解約権を行使した時、独立販売人、直接販売代理人、直接販売事業者、ダイレクト・マーケティング事業者は、解約の意思を示した書面を受け取った日から一五日以内に、消費者がその商品・サービス購入のために支払った全額を返金する。

独立販売人、直接販売代理人、直接販売事業者またはダイレクト・マーケティング事業者が第一段に基づく期間内に全額を返金しない場合、その独立販売人、直接販売代理人、直接販売事業者またはダイレクト・マーケティング事業者は委員会が消費者に対し布告規定したレートに基づき違約金を支払う。

第三七条

商品・サービス保証は、タイ語で作成し、保証に基づく請求における消費者の権利を明確に示し、明示した条件を理解できるようにする。

第一段に基づく商品・サービス保証に係る詳細は委員会が布告規定したところに従う。

第四章

直接販売及びダイレクト・マーケティング事業の登記

第三八条

直接販売事業またはダイレクト・マーケティング事業を営もうとする者は、委員会が布告規定した原則及び方法に基づき登記官に申請する。

直接販売事業者については第一段に基づく申請書とともに報奨金支払計画を提出する。

報奨金支払計画に変更がある場合は、直接販売事業者はその変更を登記官に通知した後に実施できる。

第三九条

直接販売事業及びダイレクト・マーケティング事業の登記申請は、少なくとも以下の事項を含む委員会が布告規定した形式に従う。

- (一) 直接販売事業者またはダイレクト・マーケティング事業者の名称
- (二) 直接販売事業者またはダイレクト・マーケティング事業者の住所
- (三) 商品またはサービスの種類
- (四) 商品またはサービスの販売方法

第五章

登記官

第四〇条

本法令に基づく登記官の職務遂行にあたって、登記官は関係者を召喚し、証言させる、または審査または検査のために書類及び証拠を提出させる権限を有する。

第四一条

直接販売またはダイレクト・マーケティング事業の登記申請を受理した時、登記官は以下の事項を検討、検査する。

- (一) 報奨金支払計画は法律、公序良俗に反してはならない
- (二) 商品またはサービスは販売勧誘のためのデータ通信と同一の形態を有する
- (三) 契約は委員会が規定布告したところに基づき正しく、全てを網羅している

その登記申請が第三八条第一段及び第三九条に基づき正しくなされたと判断した場合、登記官はこれを登記し、登記申請を受理した日から四五日以内に申請人に文面で通知する。

その登記申請が第三八条第一段及び第三九条に基づき正しくなされていないと判断した場合、登記官は申請人にしかるべき期限内に是正または変更をするよう命じる。申請人が是正または変更をなした時、登記官はこれを登記し、当該書類を受理した日から三〇日以内に申請人に文面で通知する。申請人が期限内に是正、変更しなかった場合、登記官はこれを登記せず、是正命令の期限日から七日

以内にその事由とともに文面で申請人に通知する。

第四二条

直接販売またはダイレクト・マーケティング事業者が本法令に従わず直接販売またはダイレクト・マーケティング事業を営んでいることが明らかな場合、登記官はその登記を取り消す権限を有し、登記取消命令日から七日以内にその事由とともに文面で直接販売またはダイレクト・マーケティング事業者に通知する。

第六章

不服申立て

第四三条

登記官が第四一条に基づき直接販売またはダイレクト・マーケティング事業を登記しなかった、あるいは第四二条に基づき登記を取り消された場合、申請人、直接販売事業者またはダイレクト・マーケティング事業者は不登記命令または登記取消命令を文面で受け取った日から三〇日以内に、委員会に文面で不服を申し立てる権利を有する。

委員会の決定は最終的なものとする。

第四四条

不服申立て及び不服審査の原則及び方法は委員会が定めた規約に従う。

第七章

罰則規定

第四五条

第一六条に基づく委員会または小委員会の命令に従わなかった者は、一ヶ月以下の禁固刑、または一〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第四六条

第一九条に違反した者は、五年以下の禁固刑、または五〇万バーツ以下の罰金に処する。

第四七条

第二〇条または第二七条に違反した者は、一年以下の禁固刑、または一〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処し、加えて違反期間中にわたり一日一万バーツ以下の罰金に処する。

第四八条

第二一条第一段に違反した者は、三〇万バーツ以下の罰金に処する。

第四九条

第二二条または第二八条に違反した者は、六ヶ月以下の禁固刑、または五万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第五〇条

第二三条または第二五条に違反した者は、五万バーツ以下の罰金に処する。

第五一条

第二六条または第三〇条第一段、第三七条に違反した者は、三万バーツ以下の罰金に処する。

第五二条

第三八条第三段に基づき登記官に報奨金支払計画の変更を届け出なかった直接販売事業者は、三〇万バーツ以下の罰金に処する。

第五三条

本法令に基づき罰則を受ける行為をなした者が、刑に服した後、まだ五年が経過しないうちに、再び本法令に背く行為をなした時は、その行為に対し規定されている罰則の二倍の刑罰に処する。

第五四条

本法令に基づき罰則を受ける行為をなした者が法人の場合、マネージング・ダイレクター、マネージャー、またはその法人の経営責任者が、その過失につき法令で規定されたところに基づき罰則を受ける。ただしその法人の過失行為に関係しなかったことを証明できるときはその限りではない。

第五五条

第四六条に基づく場合を除き、本法令に基づく一連の過失について、委員会は略式命令を下す権限を有する。この場合、委員会は委任にあたっての略式命令の原則、またはその他の条件を定めることによって、小委員会、捜査官または係官に略式命令を委任する権限を有する。

第一段で定めた規定下に、捜査において捜査官が本法令に基づく過失行為をなした者を発見し、その者が略式命令に承諾したとき、捜査官はその者が略式命令を承諾した日から七日以内に、委員会または委員会が委任し、第一段に基づき略式命令を下す権限を有する者にその件を送致する。

過失行為者が略式命令に基づく料金を支払った時、その事件は刑事訴訟法典に基づき終結したものとみなす。

経過規定

第五六条

本法令が施行された日に直接販売またはダイレクト・マーケティング事業をすでに営んでいた者は、本法令の施行日から一二〇日以内に直接販売事業またはダイレクト・マーケティング事業の登記に取り掛かる。

(おわり)